

改正後	改正前
<p>(厚生労働大臣が定める区間等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この式において、P_{N_2}、P_a、P_b、N_{N_2}、R、t、k、Q及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>$P_b \cdot P_{N_2} \cdot P_a$ (略)</p> <p>当該区間が始まる時点のゲージ圧力(第四項及び第五条において「圧力」という。)(単位 キロパスカル)</p> <p>N_{N_2} (略)</p> <p>e (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(厚生労働大臣が定める場所)</p> <p>第五条 規則第二十五条の二第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場所は、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部(以下この条において単に「内部」という。)の気体が、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める値未満の酸素分圧である酸素、窒素又はヘリウムである場所とする。</p> <p>一 内部の圧力が〇・八メガパスカル以下である場合 次に定める式</p>	<p>(厚生労働大臣が定める区間等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この式において、P_{N_2}、P_a、P_b、N_{N_2}、R、t、k、Q及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>$P_b \cdot P_{N_2} \cdot P_a$ (略)</p> <p>当該区間が始まる時点のゲージ圧力(第四項において「圧力」という。)(単位 キロパスカル)</p> <p>N_{N_2} (略)</p> <p>e (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(新設)</p>

により求めた酸素分圧

$$P_{O_2} = 120 P + 21$$

この式において、 P_{O_2} 及びPは、それぞれ次の値を表すものとする。

P_{O_2} 酸素分圧 (単位 キロパスカル)

P 内部の圧力 (単位 メガパスカル)

二 内部の圧力が0・八メガパスカルを超える場合 百十七キロパスカル